

■名古屋大学・ドイツ国際協力公社・中央アジア法律家調査団の皆さんが法務省を訪問しました

平成30年1月25日、平素から国際協力部の法整備支援活動にご協力をいただいている名古屋大学市橋克哉教授の引率により、ドイツ国際協力公社（GIZ）「中央アジアにおける法の支配の促進」プロジェクトチーム、中央アジア法律家調査団、名古屋大学の合計17名が東京・霞ヶ関の法務省を訪問しました。

中央アジア法律家調査団は、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンの5カ国の裁判官、弁護士、法学研究者などから構成されています。

この5カ国では、近年、行政訴訟法など行政関連法令制定への動きが活発になっており、日本の行政法分野への関心も高まっていることから、今回、中央アジア地域における法の支配を普及・促進するために活動しているGIZのプロジェクトチームとともに、日本の司法制度、とりわけ行政訴訟制度やその実務に関する実情調査のために訪日しました。

そこで、当省訟務局及び国際協力部が、法務総合研究所赤れんが棟において、それぞれの業務説明や背景的理念などの説明を行いました。

一行は、初又且敏大臣官房参事官（訟務担当）及び木村匡彦訟務局付検事による日本の訟務制度や行政訴訟を含む国を当事者とする訴訟に対応する体制・実務についての説明に熱心に聞き入り、短時間ながら、多くの質問がなされました。



【国を当事者とする訴訟の実務等について説明する初又大臣官房参事官】

また、国際協力部では、2001年から2013年にかけて、ウズベキスタンをはじめとする中央アジア諸国に対して法整備支援活動を行ってきたことから、今回、森永太郎国際協力部長が、一行との間で、相手国の主体性尊重など日本の法整備支援の理念を改めて共有すべく、当部の業務内容やこれまでの活動内容を紹介しました。

一行からは、行政訴訟制度において最も重要な理念について意見を求められるなど、ここでも活発な質疑がなされました。



【国際協力部の活動や理念について説明する森永部長】